

軽自動車のナンバー交付・廃車について

【町ナンバーの交付には、販売証明書または譲渡証明書が必要です。】

バイクや農耕車を購入したときは販売元から販売証明書を、譲り受けたときは譲渡人から譲渡証明書をもってください。証明書がない場合は、町ナンバーの交付はできませんのでご注意ください。

▶町ナンバー=125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車(農耕作業用車等:テラー、トラクター、コンバイン、フォークリフト等)、ミニカー

【乗らない軽自動車の廃車届は3月末日までに】

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対して課税されます。現在使用していない軽四輪、バイク、農耕車などを所有している方は、3月末日までに廃車手続きをしてください。

なお、業者などに頼んで廃車した場合は、手続きが完了しているか確認してください。3月末日までに完了していないと、平成26年度も課税になります。また、住所・氏名が変わった場合も同様に手続きをしてください。

車種	手続き・問い合わせ先	必要なもの	
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車 (農耕車等) ミニカー	上三川町役場 住民生活課総合窓口係 ☎(56) 9125	取得	・印鑑 ・販売証明書または譲渡証明書
		廃車	・印鑑 ・標識交付証明書 ・ナンバー (紛失の場合は、弁償金200円がかかります)
軽自動車 (三輪、四輪)	軽自動車検査協会栃木事務所 宇都宮市西川田本町1-2-37 ☎028(645)5161	左記、軽自動車検査協会栃木事務所へお問い合わせください	
125cc超の バイク	関東運輸局栃木運輸支局 宇都宮市八千代1-14-8 ☎050(5540)2019	左記、関東運輸局栃木運輸支局へお問い合わせください	

【改造による車種変更について】

原動機付自転車を改造し、排気量のアップ(ダウン)があった場合や車両種別が変更になる場合については、登録申請をしていただく必要があります。ただし、改造による新ナンバーの交付は税額の区分が変更になったことによるもので、改造について走行性、安全性について町が保障するものではなく、国土交通省で定める形式認定番号から外れますのでご注意ください。

●手続きに必要なもの

- (1) 専門業者に頼んだ場合…印鑑、業者の作成した改造証明書、ナンバープレート
- (2) 自分で改造した場合…印鑑、原動機付自転車改造申告書、改造の際に使用した部品の領収書(ミニカーに改造した場合は、後輪の左右のタイヤ間の長さが分かる写真)、ナンバープレート

※原動機付自転車改造申告書は、役場税務課窓口で受け取れます。また、町ホームページからもダウンロードできます。



▶問い合わせ先=税務課 住民税係 ☎(56)9122

国民 納めた国民年金保険料は 年金 全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納付した場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、所得税及び町県民税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成25年1月～12月中に納めた保険料全額です。(過去の年度分や追納保険料なども含みます。)

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

平成25年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構本部から『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』が送付されますので、申告書の提出の際は必ず添付してください。

平成25年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方は、平成25年11月上旬に送付されています。平成25年10月1日

から12月31日までの間に平成25年中はじめて国民年金保険料を納付された方は平成26年2月上旬に送付されます。紛失等により再発行が必ず必要な際は、左記までご連絡をお願いします。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方です。そのためにも保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

▼控除証明書専用ダイヤル

(平成26年3月14日まで)

☎0570(070)117

*通話料金は、一般の固定電話からおかけになる場合、市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、携帯電話等からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

*IP電話等の方は、

☎03(6700)1130におかけください。

こちらの番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

▼問い合わせ先

保険課 高齢者年金係 ☎(56)9129

国民 国民健康保険証を 健康 なくしてしまった 保険 とき

国民健康保険証をなくしたり、汚れて使えなくなってしまったときは再交付手続きをしてください。なお、保険証が他の行政手続や民間取引の本人確認書類の一部として利用されていることや不正受給などを防止するため、手続の際に窓口に来られた方の本人確認をさせていただきます。

●届け出に必要なもの

身分証明書(運転免許証、パスポートなどの官公庁が発行した顔写真のある証明書)
印かん

委任状(再交付の届け出人が世帯主本人や同一世帯以外の方の場合)

※身分証明書や委任状が確認できない場合には、郵送交付となります。

●届け出先

住民生活課 総合窓口係

注)外出先でなくしたとき、盗難にあったときは早急に警察に紛失届けをしてください。

▼問い合わせ先

保険課 国保係 ☎(56)9134